

決 算 報 告 書

(第 4 期)

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

一般財団法人大阪府バスケットボール協会

貸借対照表
平成29年3月31日現在(決算)

法人名:一般財団法人大阪府バスケットボール協会

事業名:事業全体

(単位:円)

科目	当年度
I 資産の部	
流動資産	
現金預金	16,301,033
未収金	6,987,472
仮払金	0
流動資産合計	23,288,505
固定資産	
其他固定資産	
什器備品	0
其他固定資産合計	0
固定資産合計	0
資産合計	23,288,505
II 負債の部	
流動負債	
未払金	1,944,777
未払法人税等	70,000
預り金	27,664
仮受金	429,000
流動負債合計	2,471,441
負債合計	2,471,441
III 正味財産の部	
一般正味財産	20,817,064
正味財産合計	20,817,064
負債及び正味財産合計	23,288,505

正味財産増減計算書
平成28年4月1日から平成29年3月31日(決算)まで

法人名:一般財団法人大阪府バスケットボール協会
事業名:事業全体

(単位:円)

科目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
経常増減の部	
経常収益	
受取登録料	39,796,100
大会事業収益	20,309,472
普及事業収益	5,266,025
受取補助金収入	10,974,460
受取寄付金	2,578,000
雑収益	2,347,658
経常収益計	81,271,715
経常費用	
事業費	
大阪学生連盟活動補助金	186,064
大阪中学校連盟活動補助金	4,325,572
大阪府専門学校連盟活動補助金	343,378
大阪高体連活動補助金	8,785,928
実業団連盟活動補助金	694,000
クラブ連盟活動補助金	1,090,972
大阪女性連盟活動補助金	266,000
大阪ミニ連盟活動補助金	3,774,104
車椅子連盟活動保険	50,432
大阪3X3連盟活動補助金	1,055,432
連盟活動補助金	20,571,882
支払近畿バスケットボール協会分担金	748,400
支払大阪体育協会分担金	96,000
支払日本バスケットボール協会	70,216
支払分担金	914,616
大阪府民大会事業費	551,040
大阪総合大会事業費	341,664
大阪シニアカップ事業費	311,917
ドリームカップ事業費	1,377,076
カーニバル事業費	1,188,801
ミニ国体事業費	1,457,801
Wリーグ事業費	8,416,194
マスターズ大会事業費	241,728
大阪エヴェッサ事業費	2,504,853
本国体事業費	5,253,857
大会事業費	21,644,931
指導者育成委員会	3,742,251
審判委員会	1,470,501
医科学委員会	781,617
普及委員会(国体少年女子)	102,362
普及委員会(国体成年女子)	69,692
普及委員会(国体少年男子)	304,811
普及委員会(国体成年男子)	283,656
OBTA委員会	1,166,548
ユース育成委員会	659,144
トップアスリート育成委員会	6,645,116
普及事業費	15,225,698
事業費計	58,357,127
管理費	
給料手当	6,747,455
法定福利費	595,881
会議費	399,727
旅費交通費	2,515,116
通信運搬費	632,440
減価償却費	961,745
事務用消耗品費	670,097
修繕費	6,480
印刷製本費	750,000
負担金	100,000
賃借料	4,718,166
租税公課	84,000
支払手数料	39,258
委託費	1,198,800
雑費	526,725
管理費計	19,945,890
経常費用計	78,303,017
評価損益等調整前当期経常増減額	2,968,698
評価損益等計	0
当期経常増減等	2,968,698
経常外増減の部	
経常外収益計	0
経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	2,968,698
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期一般正味財産増減額	2,898,698
一般正味財産期首残高	17,918,366
一般正味財産期末残高	20,817,064
II 正味財産期末残高	20,817,064

キャッシュフロー計算書

一般財団法人大阪府バスケットボール協会

(単位:円)

	当年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期一般正味財産増減額	2,968,698
キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	961,745
未収金の増減額	-5,931,472
仮払金の増減額	211,244
未払金の増減額	1,944,777
預り金の増減額	-156,020
未払法人税等の増加額	70,000
仮受金の増減額	429,000
小計	497,972
法人税等の支払額	-70,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	427,972
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動収入	
投資活動収入計	
投資活動支出	
固定資産取得支出	0
什器備品購入支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動収入	
財務活動収入計	0
財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 現金及び現金同等物の増減額	427,972
V 現金及び現金同等物の期首残高	15,873,061
VI 現金及び現金同等物の期末残高	16,301,033

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項はない。

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品：最終仕入原価法による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法による。

② 無形固定資産

定額法による。

(3) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支払見込額のうち当期負担額を計上している。

・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

(4) 消費税の会計処理

税込方式による。

3. 担保に供している資産

該当事項はない。

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額

該当事項はない。

5. 保証債務等の偶発債務

該当事項はない。

6. 満期保有目的の債権の内訳及び帳簿価格、時価及び評価損益

該当事項はない。

7. 補助金の内訳並びに交付者、当期の補助金額

交付者	金額（円）	未収入金
大阪市（競技力向上事業補助金 トップアスリート育成）	2,727,000	2,727,000
大阪市（競技力向上事業補助金 OBTA 講習会）	478,000	478,000
独立行政法人日本スポーツ振興センター	1,552,000	1,552,000

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当事項はない。

9. 関連当事者との取引内容

該当事項はない。

10. 重要な後発事象

該当事項はない。

11. 退職給付関係

該当事項はない。

12. キャッシュ・フロー計算書注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び現金同等物である。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりである。

(単位：円)

現金預金勘定	16,301,033
現金及び現金同等物	16,301,033

附属明細書

該当事項はない。

財産目録

平成29年 3月31日

(単位：円)

貸借対照表項目				
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金	(690,089)
	預金	普通預金	三菱東京UFJ銀行谷町支店	(15,167,461)
	預金	普通預金	尼崎信用金庫天満橋支店	(258,293)
	預金	普通預金	大阪信用金庫南森町支店	(185,190)
	未収入金		補助金	(6,987,472)
流動資産合計				(23,288,505)
資産合計				(23,288,505)
(流動負債)				
	未払金		ヒューマンプランニング株式会社	(1,944,777)
	未払法人 税等	大阪府税事務 所及び大阪市 税事務所		(70,000)
	預り金	東税務署	源泉所得税	(18,568)
	預り金	大阪労働局	雇用保険料	(9,096)
	仮受金		大阪府民体育大会前受金	(429,000)
流動負債合計				(2,471,441)
負債合計				(2,471,441)

独立監査人の監査報告書

平成29年6月2日

一般財団法人大阪府バスケットボール協会
理 事 会 御 中

清友監査法人



指定社員
業務執行社員

公認会計士

米本博三



当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号及び同法第199条の規定に基づき、一般財団法人大阪府バスケットボール協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第4事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書（損益計算書）及びキャッシュ・フロー計算書並びに附属明細書並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、一般財団法人大阪府バスケットボール協会の当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

一般財団法人大阪府バスケットボール協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成29年 6月 14日

監査報告書

一般財団法人大阪府バスケットボール協会

監事 萩原(申)浩 
監事 小村(直)代 

第4期事業年度の事業報告書、財務諸表、これらの附属明細書その他理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1、監事の監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、監査を実施しました。

具体的には、理事会に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当法人の理事等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準等に当たって整備している旨の通知を受けました。

2、監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しているものと認めます。

(2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当と判断しております。

(4) 会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当と判断しております。

以上